

議案第84号

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、災害の円滑な復旧に資するため、手数料の減免に係る規定を設ける必要があるによる。

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例の一部を改正する条例

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例（平成12年福岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（手数料の減免）

第6条 市長は、規則で定める災害の復旧のため必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。